相続手続のご案内

TOKYO STAR BANK
東京スター銀行

雑96 202107(T)

目次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2P

1. お手続きの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3P
2. 戸籍謄本について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4P
3. 相続形態のご確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5P
4. ご提出書類の一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6P
5.「相続手続依頼書」について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7P
　５－１　ご記入例（遺産分割協議書あり）・・・・・・・・ 8P
　５－２　ご記入例（遺産分割協議書なし）・・・・・・・・ 9P
　５－３　ご記入例（遺言相続）・・・・・・・・・・・・・・・・ 10P
　５－４　ご記入例（預金明細欄等）・・・・・・・・・・・・ 11P
6. 相続人様のご確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12P
7. ご提出書類確認シート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13P

相続手続依頼書（ご提出用）

はじめに

本冊子は、当行でお預かりしているご預金、投資信託、貸金庫格納品等を
ご相続人の方々が相続される場合のお手続きについてご案内するものです。

■ 本冊子をお読みになる前にご確認ください ■

□ 残高証明書が必要な場合は、別途、お申し出ください。

□ ご融資残高がある場合は、事前にお取引店の窓口へお申し出ください。

□ 相続放棄された場合、限定承認された場合は、事前にお申し出ください。

□ 当行を通じてご契約された保険商品がある場合は、該当保険会社へ直接
お申し出いただくこととなります。

■ 必要書類のご提出にあたって ■

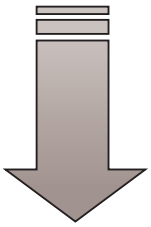
□ 遺言書、遺産分割協議書、印鑑証明書、戸籍謄本（または法定相続情報一覧
図の写し）等は、原本のご提出をお願いしております。

□ 遺言書、遺産分割協議書は、当行にて原本確認後、ご提出された方に返却い
たします。なお、戸籍謄本等についても返却を希望される場合は、その旨お申
し出ください。

１．お手続きの流れ

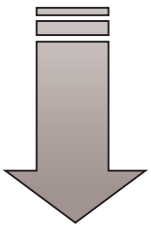
お手続きの流れは下記のとおりです。ご提出書類の確認あるいはご預金等の処理に時間がかかることもございますので、ご了承ください。

必要書類の準備



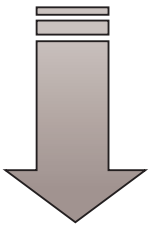
相続の形態や、お取引商品に関する相続後のお取り扱い方法等によって、ご提出いただく書類が異なります。詳しくは、５ページ「３．相続形態のご確認」および６ページ「４．ご提出書類の一覧表」をご参照ください。

「相続手続依頼書」の記入



署名捺印については、相続人様全員の方に署名捺印していただく必要がある場合と、代表者の方のみ署名捺印していただく必要がある場合がございます。また、ご預金等のお取り扱い方法についてもこの依頼書にご記入ください。詳しくは、７ページ以下のご記入例をご参照ください。

お取引店窓口へ提出



事前に、ご来店の日時等をご連絡くださるようお願いいたします。代表者の方がご来店のうえお手続きされる場合は、相続手続依頼書で代表者の方をご指定いただく必要がございます。

ご提出書類は、お取引店窓口にご来店のうえ提出していただくこととしておりますが、ご来店になれないご事情がある場合はご相談ください。
最寄の東京スター銀行本支店の窓口でのご提出、または郵送によるご提出をご案内いたします。

相続手続の完了

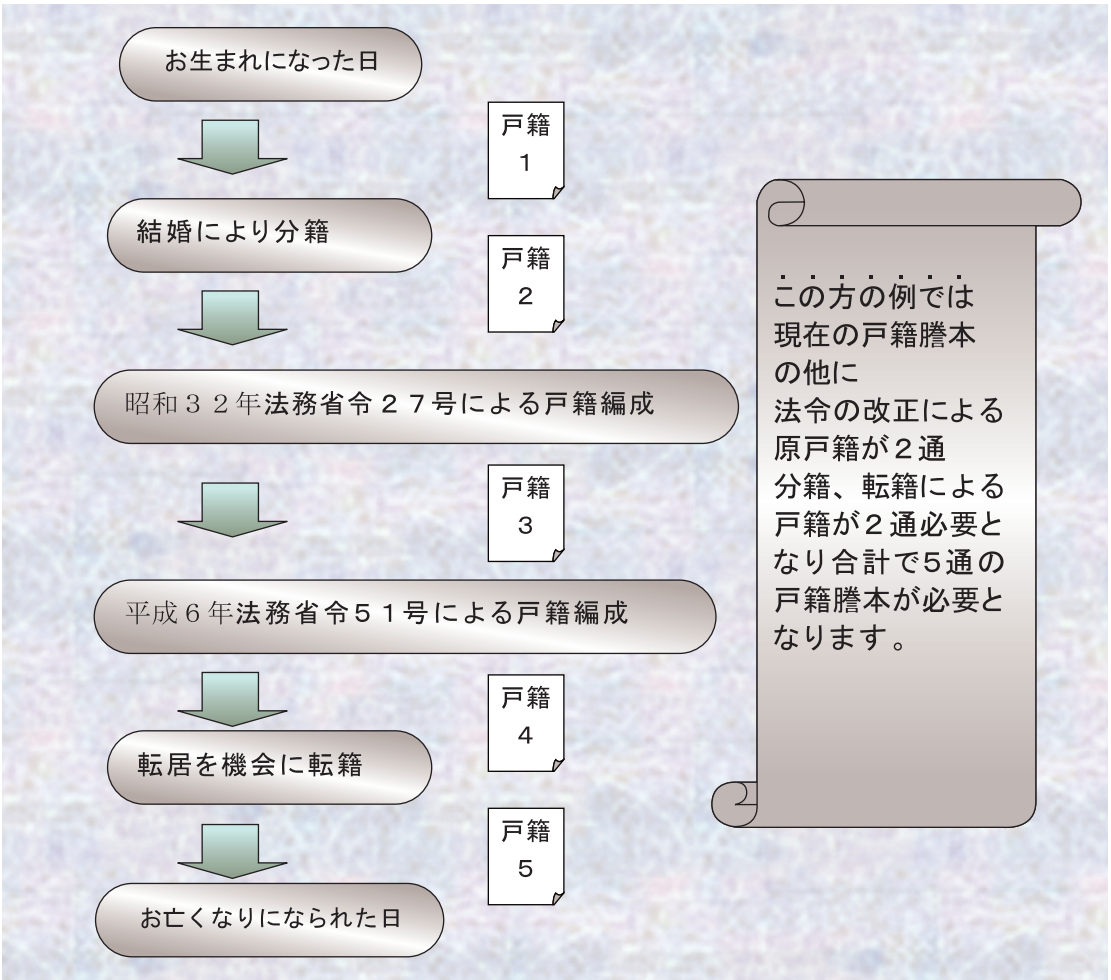
書類のご提出からお手続きの終了まで、目安として１週間程度かかります。また、追加書類のご提出をお願いする場合もございますので、あらかじめご了承ください。

２．戸籍謄本について

謄本を何通ご提出いただく必要があるかはケースによって異なります。下記の例をご参照ください。

（１）被相続人様（お亡くなりになられた方）の戸籍謄本

●法定相続人様の範囲を確認するための資料となりますので、原則として被相続人様がお生まれになった時から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本をご準備ください。
●戸籍謄本は、戸籍のある市町村で入手できますが、戸籍のある市町村が遠隔地の場合は、当該市町村役場の戸籍係担当者に郵送による交付方法についてお問い合わせください。

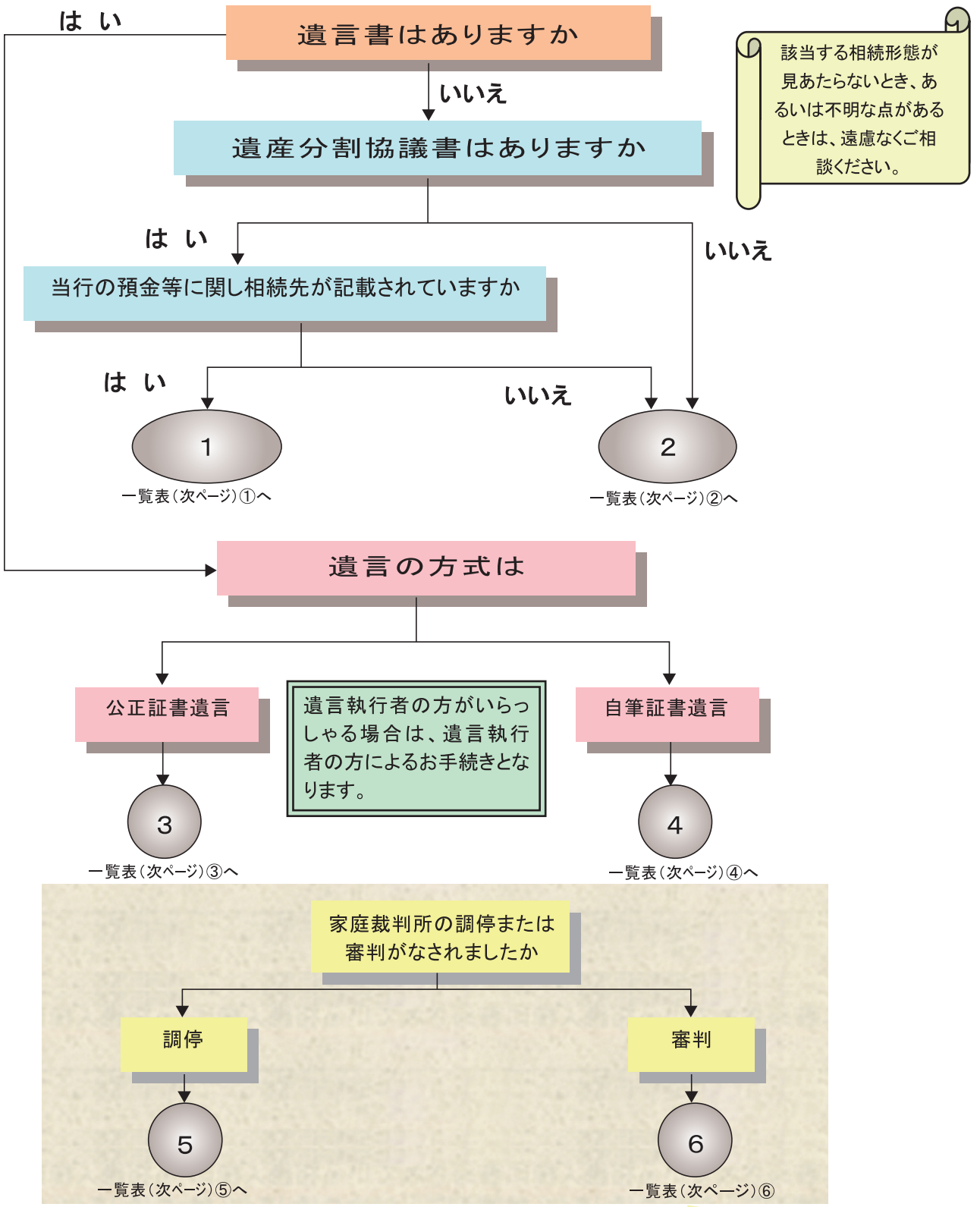


（２）相続人様の戸籍謄本

●被相続人様と同一の戸籍に在籍されている相続人様については、被相続人様の謄本をご提出いただければ足り、別途ご提出いただく必要はありません。
●戸籍抄本（相続人様ご本人のみの記載）でおとりいただくこともできます。

３．相続形態のご確認

相続の形態により必要書類が異なります。次ページ「４．ご提出書類の一覧表」の番号と併せて必要書類をご確認ください。



①～⑥に関して、次ページ「4. ご提出書類の一覧表」でご確認ください。

4．ご提出書類の一覧表

前ページの「3. 相続形態のご確認」と併せてご覧ください。

（1）相続形態別のご提出書類一覧

相続形態		ご提出いただく書類等	入手先	ﾁｪｯｸ
①～⑥ 共　通		戸籍謄本（全部事項証明書）、または「法定相続情報一覧図（写し）」 ＊「2. 戸籍謄本について」（4ページ）をご参照ください。	市区町村役場 法務局（登記所）	
		相続手続依頼書（実印によりご捺印ください） ＊①⑤⑥に該当する場合　⇒ご記入例 5-1（8ページ）をご覧ください ＊②に該当する場合⇒ご記入例 5-2（9ページ）をご覧ください ＊③④に該当する場合　⇒ご記入例 5-3（10ページ）をご覧ください ◆代表者の方が手続きを行う場合は、代表者欄に署名・捺印	当行所定 ＊記入例は、次ページ以降をご覧ください。	
①	遺産分割協議書あり	遺産分割協議書（原本）	お客様	
		印鑑証明書（法定相続人様全員）	市区町村役場	
②	遺産分割協議書なし	印鑑証明書（法定相続人様全員）	市区町村役場	
③	遺言相続 （公正証書遺言の場合）	公正証書（原本）	お客様	
		遺言執行者あるいは受遺者の印鑑証明書	市区町村役場	
④	遺言相続 （自筆証書遺言の場合）	遺言書（原本）および検認調書謄本（原本）	お客様・家裁	
		または遺言書情報証明書	法務局	
		遺言執行者あるいは受遺者の印鑑証明書	市区町村役場	
⑤	家庭裁判所による調停	調停調書謄本（原本）	家庭裁判所	
		印鑑証明書（当行の預金等を相続される方）	市区町村役場	
⑥	家庭裁判所による審判	審判書謄本（原本）	家庭裁判所	
		判決の確定証明書（原本）	家庭裁判所	
		印鑑証明書（当行の預金等を相続される方）	市区町村役場	
●上記以外の相続形態の場合は、事前にお問い合わせのうえご確認ください。				

（2）預金等の取扱方法に伴うご提出書類一覧　　注＊：郵送でのお取り扱いはできません。

お取引商品・処理方法		ご提出いただく書類等	入手先	ﾁｪｯｸ
預金共通		被相続人様の預金通帳・証書・ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ等	お客様	
預金処理方法	現金でお受取 注＊	相続預金等受領書（相続される方全員の署名・捺印） ＊「相続手続依頼書」で代表者の方をご指定いただいた場合は、その代表者の方の署名・捺印のみで結構です。 ＊相続人、遺言執行者、受遺者以外の方が受領される場合は、別途、委任状が必要です。	当行所定 ＊事前にご提出していただく書類ではありません。	
	名義変更	各種印鑑届（新お届印鑑をご用意ください）	当行所定	
	振替・振込	＊「相続手続依頼書」で入金口座をご指定ください。	当行所定	
投資信託	解約	＊各相続人様の口座へ振替・振込み扱いとなります。	当行所定	
	名義変更 注＊	口座開設申込書等顧客カードとしての必要書類一式 ＊銘柄等により異なる場合もございますので、当行でご用意させていただきます。	当行所定	
貸金庫	解約 注＊	貸金庫解約証	当行所定	

５．「相続手続依頼書」について

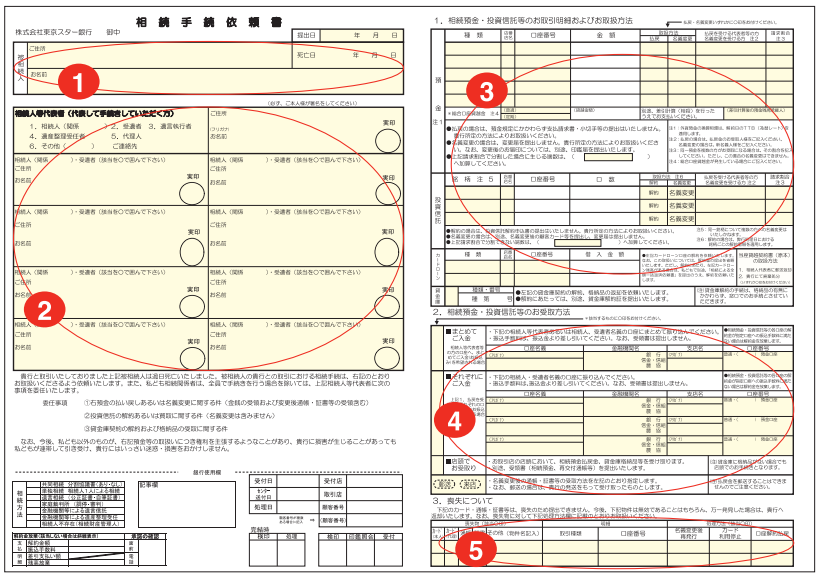
「相続手続依頼書」のご記入にあたり、一般的にご注意いただきたい事項についてご説明しております。実際のご記入例については次ページ以降をご覧ください。

お客様にご記入いただく箇所は、黄色枠で囲んでいる箇所のみとなります。記入欄が不足する場合は、裏面もご利用ください。

記入用
相続手続依頼書

⇩

本冊子巻末を
ご覧ください



1 被相続人欄について

お亡くなりになられた方のご住所、お名前、お亡くなりになられた日をご記入ください。

2 相続人欄について

相続関係者の方が、それぞれ署名ご捺印ください。ご印鑑は、実印をご使用ください。

実際にお手続きされる方は、相続人等代表者欄に署名捺印をお願いします。この場合、委任事項欄の記載内容を必ずご確認ください。相続形態により記入内容が異なります。相続形態別のご記入例は、それぞれ 8 ページから 10 ページをご覧ください。

3 相続預金・投資信託等お取引明細およびお取扱方法欄について

お亡くなりになられた方のお取引明細とその取扱方法および払戻を受ける代表者等の方もしくは名義変更を受ける方をご記入ください。

4 相続預金・投資信託等のお受取方法欄について

次の3つのお受取方法から選択のうえ〇印をご記入ください。

①相続人等代表者様の口座にまとめてご入金

②各相続人様それぞれの口座にご入金

③窓口でお受け取り

同一口座の預金および同一銘柄の投資信託を、複数人が相続される場合は、払戻となります。名義変更はできませんのでご注意ください。また、遺産分割協議前での名義変更もできませんので、ご注意ください。

相続預金・投資信託等の各口座の解約金が振込指定口座への振込手数料に満たない場合は、窓口でお受け取りいただくか、解約金を放棄いただくことになりますのでご注意ください。

5 喪失欄について

カード・通帳・証書をご提出できない場合は、その明細および該当預金の処理方法をご記入ください。

なお、上記 ③ から ⑤ のご記入例は、11 ページをご覧ください。

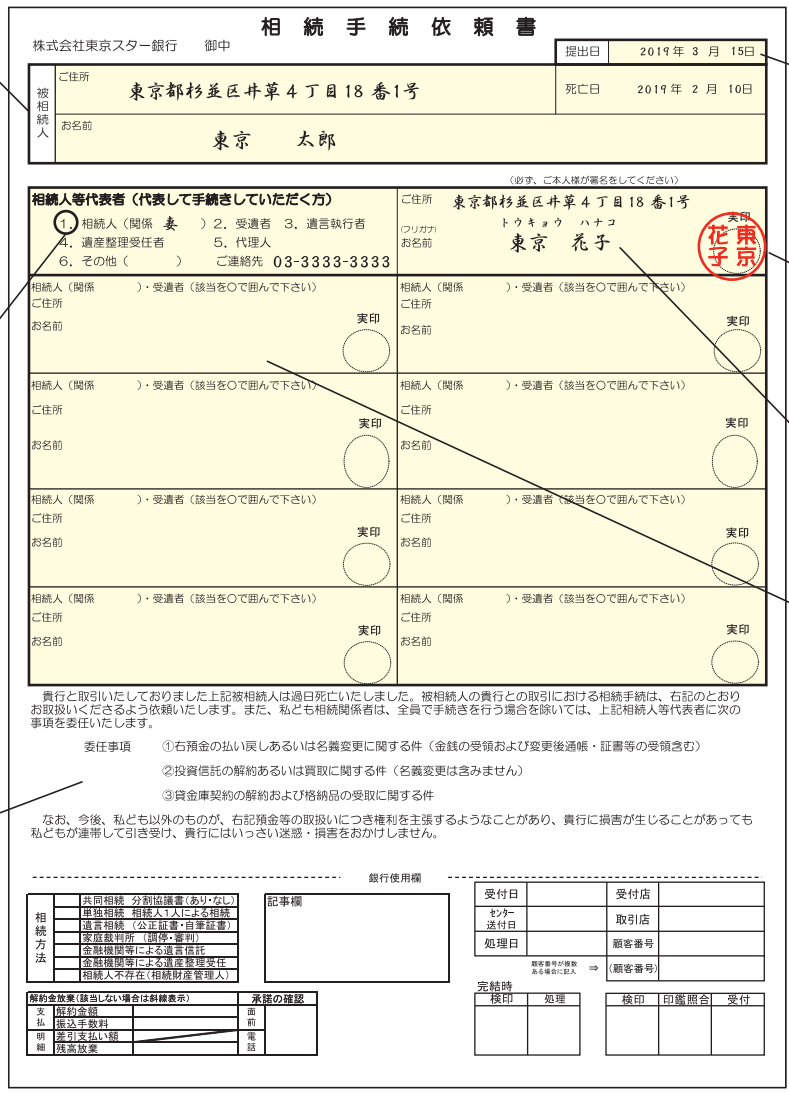
５－１．「相続手続依頼書」のご記入例

6 ページ　①遺産分割協議書あり　⑤⑥家庭裁判所

お亡くなりになられた方の住所・氏名・死亡日をご記入ください。

相続人様を代表してお手続きされる場合は、代表者の方はこちらの欄にご記入ください。
ご連絡先の電話番号をご記入ください。

相続人様を代表してお手続される場合は、委任事項についてご確認ください。



相　続　手　続　依　頼　書

株式会社東京スター銀行　御中

提出日　2019年 3 月 15日

被相続人
ご住所　東京都杉並区井草４丁目18番1号
死亡日　2019年 2 月 10日
お名前　東京　太郎

（必ず、ご本人様が署名をしてください）

相続人等代表者（代表して手続きしていただく方）
1. 相続人（関係 妻 ）2. 受遺者 3. 遺言執行者
4. 遺産整理受任者 5. 代理人
6. その他（ ）
ご連絡先 03-3333-3333

ご住所　東京都杉並区井草４丁目18番1号
（フリガナ）トウキョウ ハナコ
お名前　東京　花子　実印

相続人（関係 ）・受遺者（該当を○で囲んで下さい）
ご住所
お名前　実印

貴行と取引いたしておりました上記被相続人は過日死亡いたしました。被相続人の貴行との取引における相続手続は、右記のとおりお取扱いくださるよう依頼いたします。また、私ども相続関係者は、全員で手続きを行う場合を除いては、上記相続人等代表者に次の事項を委任いたします。

委任事項　①右預金の払い戻しあるいは名義変更に関する件（金銭の受領および変更後通帳・証書等の受領含む）
②投資信託の解約あるいは買取に関する件（名義変更は含みません）
③貸金庫契約の解約および格納品の受取に関する件

なお、今後、私ども以外のものが、右記預金等の取扱いにつき権利を主張するようなことがあり、貴行に損害が生じることがあっても私どもが連帯して引き受け、貴行にはいっさい迷惑・損害をおかけしません。

銀行使用欄

相続方法：共同相続　分割協議書（あり・なし）／単独相続　相続人1人による相続／遺言相続（公正証書・自筆証書）／家庭裁判所（調停・審判）／金融機関等による遺言信託／金融機関等による遺産整理受任／相続人不存在（相続財産管理人）

記事欄

受付日／受付店／センター送付日／取引店／処理日／顧客番号／（顧客番号）

解約金放棄（該当しない場合は斜線表示）　承諾の確認
支払明細：解約金額／振込手数料／差引支払い額／残高放棄
面前／電話

完結時　検印／処理

検印／印鑑照合／受付

本依頼書を銀行窓口へご提出される日をご記入ください。

相続人代表者の方の実印をご捺印ください。

必ずご本人様が直筆でご記入ください。

相続人代表者の他に当行の預金等を相続される方がいらっしゃる場合は、ご記入ください。
当行の預金等を相続されない他の相続人様の署名・捺印は不要です。

ご注意

① 遺産分割協議書に当行の預金等について相続方法が明記されていることが必要です。明記されていない場合は、5−2（9ページ）のご記入例をご参照ください。

② 当行の預金等について、複数の相続人様が承継される場合は、その相続人様全員の方の署名・捺印が必要となります。上記の記入例は、配偶者の方が全て相続される場合の記入例です。

③ 複数の相続人様が承継する場合は、お手続きされる代表者の方は、代表者欄にご記入ください。代表者欄にご記入されない場合は、相続される方全員に窓口へご来店いただくこととなります。

④ 当行の預金等について、相続されない相続人様の署名・捺印は不要ですが、遺産分割協議書による場合は、相続人様全員の印鑑証明書をご提出ください。

５－２．「相続手続依頼書」のご記入例

6 ページ　②遺産分割協議書なし

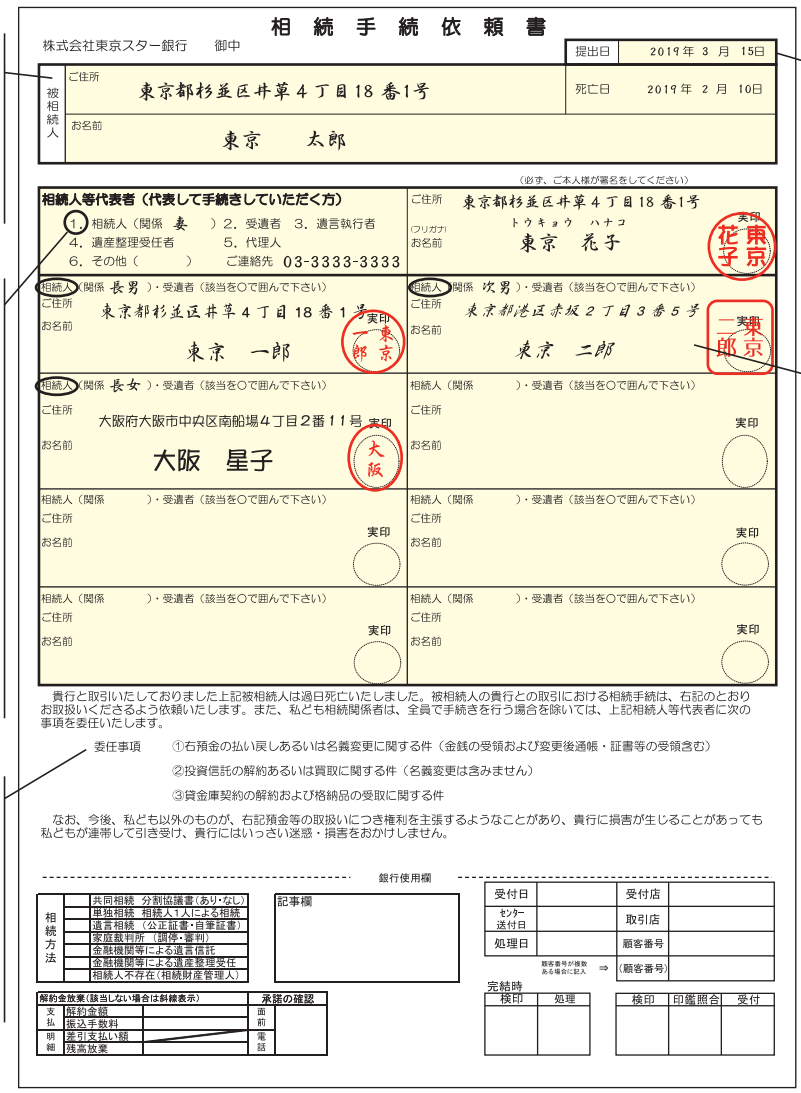
お亡くなりになられた方の住所・氏名・死亡日をご記入ください。

相続人を代表してお手続きをされる場合は、代表者の方はこちらの欄にご記入ください。
ご連絡先の電話番号を必ずご記入ください。

相続人を代表してお手続される場合は、委任事項についてご確認ください。

本依頼書を銀行窓口へご提出される日をご記入ください。

法定相続人の方全員の署名・捺印が必要です。
それぞれご本人様が直筆でご記入ください。
ご印鑑は、それぞれの実印をご捺印ください。
印鑑証明書も全員の方の分が必要です。



相　続　手　続　依　頼　書

株式会社東京スター銀行　御中

提出日　2019年 3 月 15日

被相続人
ご住所　東京都杉並区井草４丁目18番1号
死亡日　2019年 2 月 10日
お名前　東京　太郎

（必ず、ご本人様が署名をしてください）

相続人等代表者（代表して手続きしていただく方）
1. 相続人（関係 妻 ）2. 受遺者 3. 遺言執行者
4. 遺産整理受任者 5. 代理人
6. その他（ ）　ご連絡先 03-3333-3333

ご住所　東京都杉並区井草４丁目18番1号
（フリガナ）トウキョウ ハナコ
お名前　東京　花子　実印 東京 花子

相続人（関係 長男 ）・受遺者（該当を○で囲んで下さい）
ご住所　東京都杉並区井草４丁目18番１号
お名前　東京　一郎　実印 東京 一郎

相続人（関係 次男 ）・受遺者（該当を○で囲んで下さい）
ご住所　東京都港区赤坂２丁目３番５号
お名前　東京　二郎　実印 東京 二郎

相続人（関係 長女 ）・受遺者（該当を○で囲んで下さい）
ご住所　大阪府大阪市中央区南船場４丁目２番11号
お名前　大阪　星子　実印 大阪

相続人（関係　）・受遺者（該当を○で囲んで下さい）
ご住所
お名前　実印

相続人（関係　）・受遺者（該当を○で囲んで下さい）
ご住所
お名前　実印

相続人（関係　）・受遺者（該当を○で囲んで下さい）
ご住所
お名前　実印

相続人（関係　）・受遺者（該当を○で囲んで下さい）
ご住所
お名前　実印

貴行と取引いたしておりました上記被相続人は過日死亡いたしました。被相続人の貴行との取引における相続手続は、右記のとおりお取扱いくださるよう依頼いたします。また、私ども相続関係者は、全員で手続きを行う場合を除いては、上記相続人等代表者に次の事項を委任いたします。

委任事項
①右預金の払い戻しあるいは名義変更に関する件（金銭の受領および変更後通帳・証書等の受領含む）
②投資信託の解約あるいは買取に関する件（名義変更は含みません）
③貸金庫契約の解約および格納品の受取に関する件

なお、今後、私ども以外のものが、右記預金等の取扱いにつき権利を主張するようなことがあり、貴行に損害が生じることがあっても私どもが連帯して引き受け、貴行にはいっさい迷惑・損害をおかけしません。

銀行使用欄

相続方法
- 共同相続　分割協議書（あり・なし）
- 単独相続　相続人1人による相続
- 遺言相続（公正証書・自筆証書）
- 家庭裁判所（調停・審判）
- 金融機関等による遺言信託
- 金融機関等による遺産整理受任
- 相続人不存在（相続財産管理人）

記事欄

受付日		受付店
センター送付日		取引店
処理日		顧客番号
		（顧客番号）

解約金放棄（該当しない場合は斜線表示）　承諾の確認

支払明細	解約金額		面前
	振込手数料		
	差引支払い額		電話
	残高放棄		

完結時

検印	処理

検印	印鑑照合	受付

ご注意

① 遺産分割協議書が作成されていない場合のご記入例です。遺産分割協議書が作成されている場合でも当行の預金等について相続方法が明記されていない場合は、このご記入例に従ってご記入ください。

② 上記記入例は、配偶者と子3名様が相続人様であるケースの記入例です。当行の預金等について、配偶者の方お一人様が相続する場合でも、相続人様全員の方の署名・捺印が必要となります。

③ 当行の預金等について複数の相続人様が承継する場合、代表してお手続きされる方は、相続人等代表者欄にご記入ください。上記記入例は、配偶者の方が、代表してお手続きされるケースです。代表者欄にご記入されない場合は、相続される相続人様全員に窓口へご来店いただくこととなります。

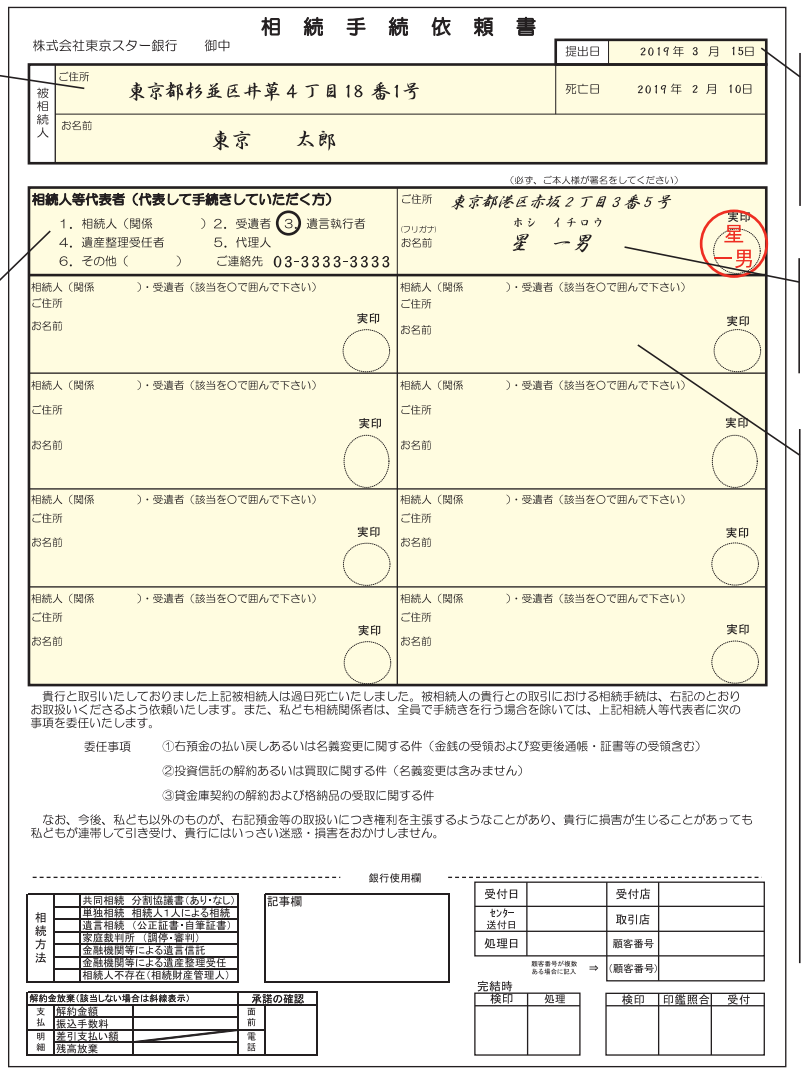
④ 相続人様が多数いらっしゃる場合は、裏面の記入欄もお使いください。

５－３．「相続手続依頼書」のご記入例

6 ページ③④遺言相続

お亡くなりになられた方の住所・氏名・死亡日をご記入ください。

遺言執行者の方がいらっしゃる場合は、代表者欄にご記入ください。
遺言執行者の方がいらっしゃらない場合は、受遺者の方がご記入ください。
ご連絡先の電話番号を必ずご記入ください。



相　続　手　続　依　頼　書

株式会社東京スター銀行　御中

提出日　2019年 3 月 15日

被相続人
ご住所　東京都杉並区井草４丁目18番1号
死亡日　2019年 2 月 10日
お名前　東京　太郎

（必ず、ご本人様が署名をしてください）

相続人等代表者（代表して手続きしていただく方）
1．相続人（関係　　）2．受遺者 ③ 遺言執行者
4．遺産整理受任者　5．代理人
6．その他（　　）　ご連絡先 03-3333-3333

ご住所　東京都港区赤坂２丁目３番５号
（フリガナ）ホシ　イチロウ
お名前　星　一男　実印

相続人（関係　　）・受遺者（該当を○で囲んで下さい）　ご住所　お名前　実印

貴行と取引いたしておりました上記被相続人は過日死亡いたしました。被相続人の貴行との取引における相続手続は、右記のとおりお取扱いくださるよう依頼いたします。また、私ども相続関係者は、全員で手続きを行う場合を除いては、上記相続人等代表者に次の事項を委任いたします。

委任事項　①右預金の払い戻しあるいは名義変更に関する件（金銭の受領および変更後通帳・証書等の受領含む）
②投資信託の解約あるいは買取に関する件（名義変更は含みません）
③貸金庫契約の解約および格納品の受取に関する件

なお、今後、私ども以外のものが、右記預金等の取扱いにつき権利を主張するようなことがあり、貴行に損害が生じることがあっても私どもが連帯して引き受け、貴行にはいっさい迷惑・損害をおかけしません。

銀行使用欄

相続方法：共同相続　分割協議書（あり・なし）／単独相続　相続人1人による相続／遺言相続（公正証書・自筆証書）／家庭裁判所（調停・審判）／金融機関等による遺言信託／金融機関等による遺産整理受任／相続人不存在（相続財産管理人）

記事欄

受付日　受付店　センター送付日　取引店　処理日　顧客番号　（顧客番号）

解約金放棄（該当しない場合は斜線表示）　支払明細：解約金額／振込手数料／差引支払い額／残高放棄

承諾の確認　面前　電話

完結時　検印　処理

検印　印鑑照合　受付

本依頼書を銀行窓口へご提出される日をご記入ください。

必ずご本人様が直筆でご記入ください。

遺言執行者の方がいらっしゃる場合、受遺者の方の署名・捺印が必要なケースもございます。
遺言執行者の方がいらっしゃらない場合は、受遺者の方全員の署名・捺印が必要です。
ご印鑑は、実印をご捺印ください。

ご注意

① 上記入例は、遺言執行者の方がいらっしゃる場合の記入例です。ケースにより受遺者の方あるいは法定相続人の方の署名・捺印をいただく場合もございます。

② 遺言執行者の方がいらっしゃらない場合は、受遺者の方全員に署名・捺印していただくこととなります。

③ 遺言執行者がいらっしゃらない場合で、受遺者の方が複数いらっしゃる場合、お手続きされる受遺者の方は、相続人等代表者欄にご記入ください。代表者欄にご記入されない場合は、受遺者の方全員に窓口へご来店いただくこととなります。

④ 受遺者以外の法定相続人の方の署名・捺印をいただく場合もございますのであらかじめご了承ください。

その他の相続形態の場合は、別途、お問い合わせください。

５－４．「相続手続依頼書」のご記入例

相続預金等お取引明細、お取扱方法、お受取方法、喪失欄の記入例

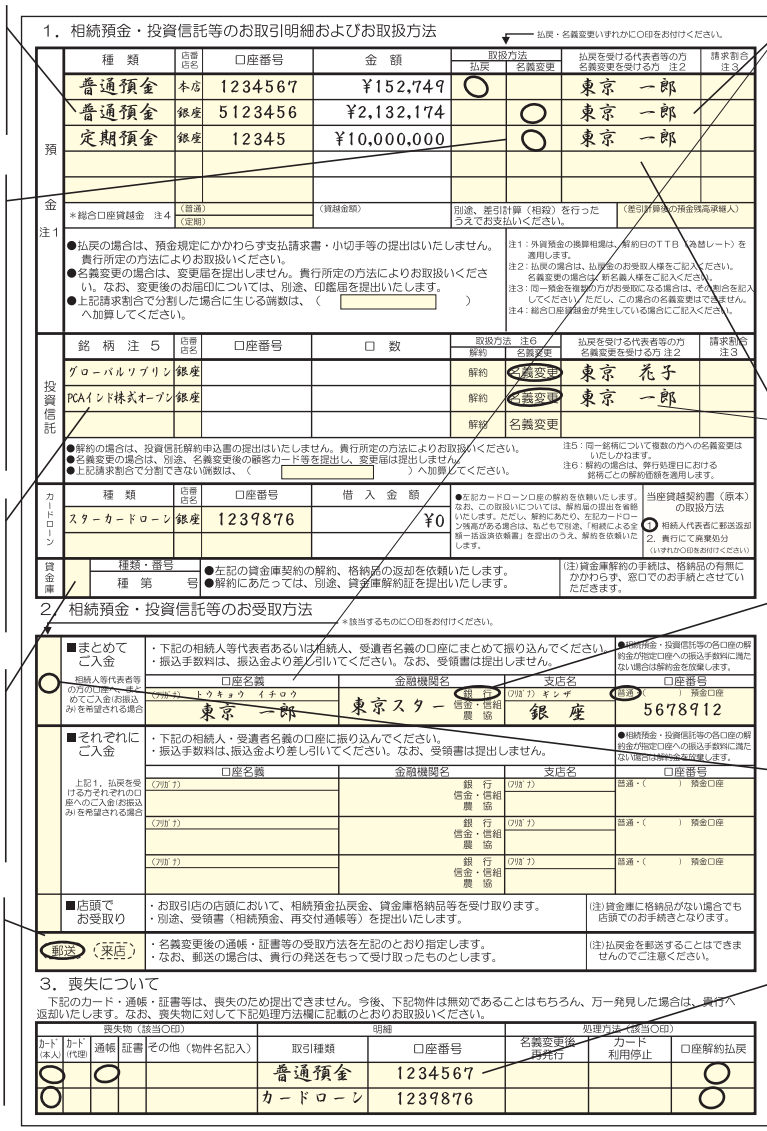
預金の種類と口座番号をご記入ください。

該当預金口座に対するお取扱方法として、払戻、名義変更のいずれかをご指定ください。

投資信託の商品名をご記入ください。

貸金庫を借用されている場合は、〇印をお付けください。

変更後通帳等の郵送をご希望される場合は必ずご記入ください。



１．相続預金・投資信託等のお取引明細およびお取扱方法

（払戻・名義変更いずれかに〇印をお付けください。）

	種類	店番 店名	口座番号	金額	取扱方法 払戻	取扱方法 名義変更	払戻を受ける代表者等の方 名義変更を受ける方 注2	請求割合 注3
預金	普通預金	本店	1234567	¥152,749	〇		東京　一郎	
	普通預金	銀座	5123456	¥2,132,174		〇	東京　一郎	
	定期預金	銀座	12345	¥10,000,000		〇	東京　一郎	
注1	＊総合口座貸越金 注4	（普通）（定期）		（貸越金額）	別途、差引計算（相殺）を行ったうえでお支払いください。		（差引計算後の預金残高承継人）	

●払戻の場合は、預金規定にかかわらず支払請求書・小切手等の提出はいたしません。貴行所定の方法によりお取扱いください。
●名義変更の場合は、変更届を提出しません。貴行所定の方法によりお取扱いください。なお、変更後のお届印については、別途、印鑑届を提出いたします。
●上記請求割合で分割した場合に生じる端数は、（　　）へ加算してください。

注1：外貨預金の換算相場は、解約日のＴＴＢ（為替レート）を適用します。
注2：払戻の場合は、払戻金のお受取人様をご記入ください。名義変更の場合は、「新名義人様をご記入ください。
注3：同一預金を複数の方がお受取になる場合は、その割合を記入してください。ただし、この場合の名義変更はできません。
注4：総合口座貸越金が発生している場合にご記入ください。

	銘柄 注5	店番 店名	口座番号	口数	取扱方法 注6 解約	取扱方法 注6 名義変更	払戻を受ける代表者等の方 名義変更を受ける方 注2	請求割合 注3
投資信託	グローバルツブリン	銀座			解約	〇名義変更	東京　花子	
	PCAインド株式オープン	銀座			解約	〇名義変更	東京　一郎	
					解約	名義変更		

●解約の場合は、投資信託解約申込書の提出はいたしません。貴行所定の方法によりお取扱いください。
●名義変更の場合は、別途、名義変更後の顧客カード等を提出し、変更届は提出しません。
●上記請求割合で分割できない端数は、（　　）へ加算してください。

注5：同一銘柄について複数の方への名義変更はいたしかねます。
注6：解約の場合は、弊行処理日における銘柄ごとの解約価額を適用します。

	種類	店番 店名	口座番号	借入金額
カードローン	スターカードローン	銀座	1239876	¥0

●左記カードローン口座の解約を依頼いたします。なお、この取扱いについては、解約届の提出を省略いたします。ただし、解約にあたり、左記カードローン残高がある場合は、払どもで同途、「相続による全額一括返済依頼書」を提出のうえ、解約を依頼いたします。

当座貸越契約書（原本）の取扱方法
〇相続人代表者に郵送返却
2．貴行にて廃棄処分
（いずれか〇印をお付けください）

	種類・番号	
貸金庫	種類	番号

●左記の貸金庫契約の解約、格納品の返却を依頼いたします。
●解約にあたっては、別途、貸金庫解約証を提出いたします。

（注）貸金庫解約の手続は、格納品の有無にかかわらず、窓口でのお手続とさせていただきます。

２．相続預金・投資信託等のお受取方法

＊該当するものに〇印をお付けください。

■まとめてご入金
相続人等代表者等の方の口座へ一括でまとめてご入金（お振込み）を希望される場合

・下記の相続人等代表者あるいは相続人、受遺者名義の口座にまとめて振り込んでください。
・振込手数料は、振込金より差し引いてください。なお、受領書は提出しません。

●相続預金・投資信託等の各口座の解約金が指定口座への振込手数料に満たない場合は解約金を放棄します。

口座名義	金融機関名	支店名	口座番号
（フリガナ）トクキョウ　イチロウ 東京　一郎	〇銀行 信金・信組 農協 東京スター	（フリガナ）ギンザ 〇普通 銀座	〇預金口座 5678912

■それぞれにご入金
上記１．払戻を受ける方それぞれの口座へのご入金（お振込み）を希望される場合

・下記の相続人・受遺者名義の口座に振り込んでください。
・振込手数料は、振込金より差し引いてください。なお、受領書は提出しません。

●相続預金・投資信託等の各口座の解約金が指定口座への振込手数料に満たない場合は解約金を放棄します。

口座名義	金融機関名	支店名	口座番号
（フリガナ）	銀行 信金・信組 農協	（フリガナ）	普通・（　）預金口座
（フリガナ）	銀行 信金・信組 農協	（フリガナ）	普通・（　）預金口座
（フリガナ）	銀行 信金・信組 農協	（フリガナ）	普通・（　）預金口座

■店頭でお受取り
・お取引店の店頭において、相続預金払戻金、貸金庫格納品等を受け取ります。
・別途、受領書（相続預金、再交付通帳等）を提出いたします。
（注）貸金庫に格納品がない場合でも店頭でのお手続きとなります。

〇郵送（来店）
・名義変更後の通帳・証書等の受取方法を左記のとおり指定します。
・なお、郵送の場合は、貴行の発送をもって受け取ったものとします。
（注）払戻金を郵送することはできませんのでご注意ください。

３．喪失について
下記のカード・通帳・証書等は、喪失のため提出できません。今後、下記物件は無効であることはもちろん、万一発見した場合は、貴行へ返却いたします。なお、喪失物に対して下記処理方法欄に記載のとおりお取扱いください。

喪失物（該当〇印）				明細		処理方法（該当〇印）		
カード（本人）	カード（代理）	通帳	証書	その他（物件名記入）	取引種類	口座番号	名義変更後再発行	カード利用停止	口座解約払戻
〇		〇			普通預金	1234567			〇
〇					カードローン	1239876			〇

払戻の場合は、お受取になられる方のお名前をご記入ください。お振込によりまとめてお受取をご希望される場合は、お受取になられる方の口座をご指定ください。

名義変更の場合は、新名義人様のお名前をご記入ください。

振込先の金融機関名等は、お間違いのないようご記入ください。

払戻金等のお受取方法をご指定ください。該当に〇印をお付けください。

通帳・証書等が見当たらない場合に明細等ご記入ください。

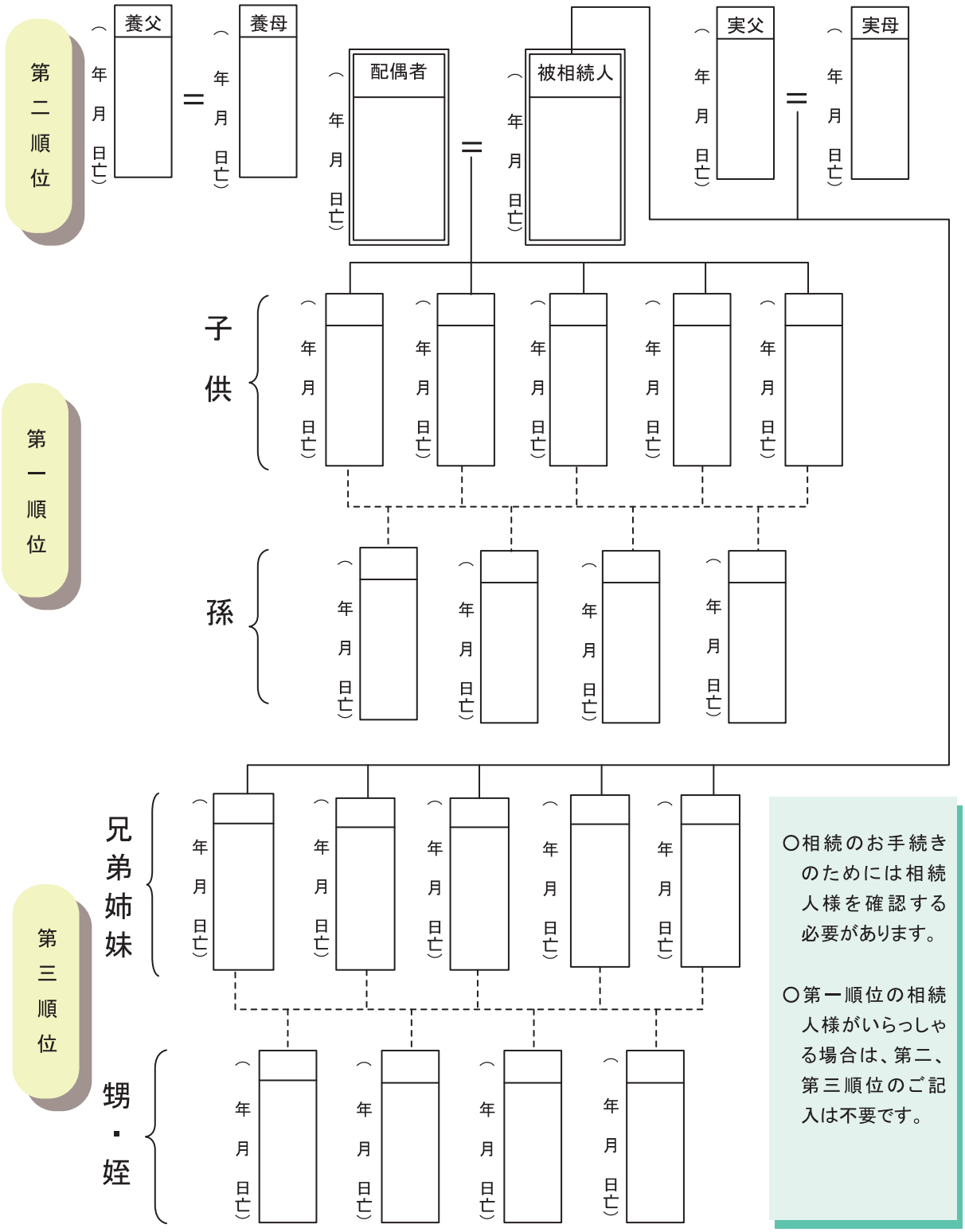
ご注意

① 本記入例は、ほんの一例ですので、ご記入に際しご不明な点がありましたら、ご提出時にお取引店の窓口においてご相談ください。
② 金額欄にご記入いただいた金額にかかわらず処理日現在の残高でお取扱いさせていただきます。
③ 名義変更を選択された場合は、遺産分割協議書、遺言書に記載されているとおりの承継人様を新名義人様のお名前としてご記入ください。
④ ご預金の名義変更を選択された場合は、新名義人（承継人）様の新印鑑届等の当行所定の書類が必要となります。お取引に使用する印鑑をご用意ください。
⑤ 投資信託の名義変更を選択された場合は、口座開設申込書等顧客カードに関する当行所定の書類が必要となります。窓口にお申し出ください。
⑥ 複数名の方で払戻しを受けられる場合は、「１．相続預金・投資信託等のお取引明細および取扱方法」の請求割合欄にそれぞれの請求割合をご記入ください。また、お振込をご希望される場合は、「２．相続預金・投資信託等のお受取方法」欄の「それぞれにご入金」に〇印のうえ、お受取になられる方それぞれの口座をご記入ください。

６．相続人様のご確認　（ご記入のうえご提出ください）

相続人様の範囲

①配偶者は常に相続人になります。
②次の方が配偶者と共に相続人になります。
　第一順位　⇒　子供　（子供が死亡している場合は孫が相続します）
　第二順位　⇒　父母　（父母が死亡している場合は祖父母が相続します）
　第三順位　⇒　兄弟姉妹（兄弟姉妹が死亡している場合、甥姪が相続します）



○相続のお手続きのためには相続人様を確認する必要があります。

○第一順位の相続人様がいらっしゃる場合は、第二、第三順位のご記入は不要です。

キリトリのうえご提出ください

7．ご提出書類確認シート（ご記入のうえご提出ください）

実際にご提出いただく書類の一覧表です。本票は、書類をご提出いただく時にご記入いただき切り取りのうえ提出書類に添えてご提出ください。

○印をお付けください　　返却希望の有無をご指定ください

NO	ﾁｪｯｸ	書　類　名	通　数	必須	返却希望
1		相続手続依頼書	通	○	
2		戸籍謄本（原本） または、法定相続情報一覧図の写し	通	○	有 ・ 無
3		印鑑証明書（6 ヵ月以内）	通	○	有 ・ 無
4		預金通帳（　　冊）・預金証書（　　枚）	点	○	
5		キャッシュカード（ハサミを入れてください）	枚	○	
以下該当がある場合にご記入ください					
6		遺産分割協議書（原本）	通		※
7		遺言書（公正証書遺言・自筆証書遺言）（原本）	通		※
8		各種審判書・調停調書謄本（原本）	通		有 ・ 無
9		検認調書謄本（原本）	通		有 ・ 無
10		遺言書情報証明書	通		有 ・ 無
11		新印鑑届（名義変更の場合）	通		
12		投資信託口座開設申込書	通		
13			通		
14			通		
15			通		
16			通		

※ご希望の有無にかかわらずご返却いたします。

銀行使用欄

検　印	確　認

キリトリのうえご提出ください